

確定申告書に係る障害者控除  
対象者認定書のお知らせ

介護保険法に規定する要介護認定者のうち65歳以上の方で、申請により障害者に準ずる者として認定をされた方には「障害者控除対象者認定書」が交付され障害者控除を受けることができます。

この認定書の交付を希望される方は、高齢福祉課（きらら館内）へお越しください。なお、交付申請をされてから、審査をして該当者に認定書を送付しますので、交付には数日間かかる場合がありますのでご注意ください。また、この認定を申請される方は、次のいずれにも該当することが必要です。

- ・要介護認定者で65歳以上の方
- ・認知症または身体の障害により日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難が見られ、介護を必要とする方

- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳・原爆症認定書を所持していない方

●申請及び問い合わせ先

高齢福祉課（きらら館内）  
☎(52) 1115

## 自立支援医療(精神通院)の申請書類が変わります！ 診断書の添付が2年に1回になります。

平成22年4月1日以降の支給認定開始の申請から、診断書の提出が2年に1回になります。（ただし、病状の変化や治療方針に変更があるとき、または栃木県が必要と認めたときは、診断書が必要になる場合もあります。）  
受給者証の有効期間は従来通り1年間です。申請手続きは毎年必要となります。（所得・保険証の確認も毎年必要です。）

精神障がい者保健福祉手帳用の診断書で同時申請した場合も、同様の扱いとなります。  
有効期間が切れてしまうと、診断書が必要になります。

| 有効期間の終期        | 今回の継続申請時 | 次回の継続申請時 |
|----------------|----------|----------|
| 平成22年2月28日までの方 | 診断書が必要です | 診断書は不要です |
| 平成22年3月1日以降の方  | 診断書は不要です | 診断書が必要です |

継続申請の手続きは3か月前から行うことができます。

新しい受給者証ができるまで1か月以上かかりますので、お早めをお願いします。

手帳と受給者証の同時申請のための有効期間を選ぶことができます

受給者証と手帳の有効期限が異なるために、手帳用の診断書を使った同時申請ができない方は、受給者証の有効期間の終期を手帳の終期に合わせて期間を短縮することができるようになりました。

申請時に手帳の有効期間が1年未満である場合、短縮することができます。

問い合わせ先 社会福祉課 障がい福祉グループ ☎52-1112

# 障がい福祉の窓

～福祉の制度やサービスについての概要を紹介します～

問い合わせ先 社会福祉課 ☎52-1112

## ⑳ 重度心身障がい者医療費助成制度について

心身に重度の障がいを持つ方に対して、医療費（保険診療の範囲内）の一部を助成します。

### ●対象者

- ・1、2級の身体障がい者手帳をお持ちの方
- ・療育手帳A1、A2（知能指数35以下）の方
- ・3、4級の身体障がい者手帳をお持ちの方で、かつ療育手帳B1（知能指数50以下）の方

### ●申請手続き

(1) 重度心身障がい者医療費受給資格者証の交付をこれから受ける方は、次の書類等をお持ちのうえ、社会福祉課（石橋庁舎）で申請手続きをしてください。（※受給資格者証がないと助成は受けられません）

- ・身体障がい者手帳、療育手帳 ・印鑑 ・本人が加入している健康保険証 ・本人名義の普通預金通帳

(2) 医療費助成の手続きは、必要枚数分の助成申請書に記入押印のうえ、医療領収書（原本）を添えて次の窓口にお持ちください。

- ・石橋庁舎社会福祉課（月～金曜日の午前8時30分～午後5時30分）

※金曜日のみ午後7時まで同庁舎市民課窓口で受付します。

- ・国分寺庁舎市民課（月～金曜日の午前8時30分～午後5時30分）※月曜日のみ午後7時まで受付します。
- ・南河内庁舎市民課（月～金曜日の午前8時30分～午後5時30分）※水曜日のみ午後7時まで受付します。